

2月16日(金)～3月15日(木)は税の申告相談期間

所得税と町・県民税の申告は正しくお早めに

税務署からのお知らせ

確定申告書作成会場開設

佐原税務署は、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土、日を除く

時間 9:00～17:00 (受け付けは8:30～)

予約は不要です。ただし、混雑している場合は受け付けを締め切ることがありますので、お早めにお越しください。

申告相談を開催します

◆所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会場	時間
2月13日(火)	東庄町役場	9:30～12:00 13:00～15:30

◆税理士による無料申告相談

開催日	会場	時間
2月5日(月)	香取市役所本庁	9:30～15:30
2月6日(火) 7日(水)	小見川市民センター	

問い合わせ

佐原税務署 個人課税第1部門 ☎54-1331

東庄町 税の申告相談 (予約制)

町の申告相談は予約制です。予約は先着順です。役場町民ホールに備えてある受付簿に記入してください。

予約受付

2月8日(木)～ 8:30～17:15
※電話予約不可 (水曜日は19:00まで)

申告相談

期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※平日のみ
時間 9:00～12:00、13:00～17:00
会場 役場1階 町民ホール
問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

マイナンバー確認書類をお忘れなく

申告書にはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバー記載書類を提出する際は、厳格な本人確認が義務付けられています。①または②の書類をお持ちください。

- ①マイナンバーカード (マイナンバーカードのみで本人確認可能)
- ②通知カード+運転免許証・保険証などの本人確認書類

自宅でいつでも申告書が作成できます

国税庁のホームページで、所得税の申告書などが作成できます。印刷した申告書は、そのまま税務署に提出できます。

固定資産評価審査委員会委員に、伊藤正己氏(本郷)が町議会第1回臨時会で同意され、12月4日付で町長より選任されました。
任期は3年で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定します。



固定資産評価審査委員会委員
伊藤 正己氏

固定資産評価審査委員会委員 伊藤正己氏が選任

固定資産税 償却資産の申告を忘れずに

償却資産の対象とは

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を経営し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などが償却資産です。これらの資産を事業用として使用している場合には、償却資産の課税対象となります。事業用資産でも課税対象にならないもの

- ・耐用年数1年未満の資産
- ・取得価格が10万円未満で法人税法等の規定により一時

に損算入されたもの(少額償却資産)

- ・取得価格が20万円未満で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

基準日 1月1日

申告期限 1月31日(水)

※インターネットによる電子申告ができません

申告・問い合わせ

町民課 固定資産税係

☎86-6073

税についての
作文・標語

東庄中から4人が入賞

【作文の部】

東庄町長賞/香取地区教育委員会連絡協議会
会長賞 岡野力也 (3年)

【標語の部】

佐原間税会長賞 高橋花奈子 (2年)
佳作 櫻井章乃 (2年)、井上雄太 (3年)

作品は役場町民ホールでご覧になれます。



町長日誌 (11月)

- 1日 庁議
- 2日 千葉県市町村総合事務組合議会定例会 (自治会館)
- 3日 ふれあいまつり・文化祭
- 6日 香取地域振興事務所開所式 (新香取合同庁舎)
- 8日 中央社会保険医療協議会 (TKPガーデンシティ竹橋)
- 14日 公明党総務部会への要望・意見交換会 (衆議院第2議員会館)、千葉県市町村定例会・知事による県政説明 (自治会館)
- 15日 千葉県市町村会要望活動 (衆参議員会館)
- 19日 天保水滸伝遺跡観光案内トイレ地鎮祭
- 20日 地方自治法施行70周年記念式典 (東京国際フォーラム)、国会議員と地方六団体との意見交換会 (ルポール麹町)
- 22日 千葉県国保直営診療施設協会医療学会 (オークラ千葉)
- 25日 笹川地区区長会・議員団行政懇談会
- 27日 東部地区町村会会長会議 (岩手県盛岡市) ~28日
- 28日 全国町村会正副会長会議・理事会 (全国町村会館)
- 29日 全国町村長大会 (NHKホール)
- 30日 議会第1回臨時本会議

町議会

議長に城之内一男氏

副議長に高木武男氏

各常任委員が決まる

11月30日(木)、東庄町議会第1回臨時会が開催され、正副議長の選挙が行われました。議長は城之内一男氏、副議長には高木武男氏が選任されました。

また、各常任委員会等の構成も決まり、総務産業常任委員長に佐久間義房氏、文教福祉常任委員長に大網正敏氏、予算決算常任委員長に板寺正範氏、議会運営委員長は花香孝彦氏に決まりました。

高木武男、花香孝彦、板寺正範

◆文教福祉常任委員会

委員長 大網正敏
副委員長 宮澤健

委員 城之内一男、鎌形寿一、山崎ひろみ、土屋光正

◆予算決算常任委員会

委員長 板寺正範

副委員長 鈴木正昭

委員 議長を除く議員

◆議会運営委員会

委員長 花香孝彦

副委員長 山崎ひろみ

委員 高木武男、佐久間義房、大網正敏、板寺正範

副委員長 宮崎正吾
委員 土屋進、鈴木正昭、

※敬称略

▶前列右から議長城之内一男氏、副議長高木武男氏、後列右から総務産業常任委員長佐久間義房氏、文教福祉常任委員長大網正敏氏、予算決算常任委員長板寺正範氏、議会運営委員長花香孝彦氏



平成30年度から国民健康保険が広域化されます

現在、国民健康保険は各市町村により運営されておりますが、制度の安定化を目指して平成30年度からは千葉県も保険者として加わり、町とともに国民健康保険を運営することとなります。

資格の取得喪失などの手続きは今までどおり

国民健康保険の資格の取得・喪失や高額療養費の支給など、窓口での申請などについては、今までどおり町で行うことになります。

財政運営は都道府県が主体

これまでは市町村が保険者となり、単独で保険料(料)の決定から収納、被保険者への保険給付を行ってまいりましたが、国民健康保険制度を安定的・将来的に持続していけるよう、平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに制度運営を行っていきます。

資格管理は都道府県単位

国民健康保険の資格は各市町村で管理していますが、広域化以降は都道府県単位で管理されるようになります。これに伴い、高額療養費多数該当の回数が、同一都道府県内の市町村への転出においては通算されるようになります。

高額療養費多数該当：過去12カ月間において、高額療養費支給対象となる回数が4回以上あった場合、4回目以降からは限度額が引き下げられます。

問い合わせ 町民課 国民年金係
☎86-6071